

南大隅町子ども医療費助成条例  
平成17年3月31日条例第73号  
改正

平成18年12月21日条例第27号  
平成20年6月16日条例第22号  
平成21年12月10日条例第25号  
平成24年12月25日条例第32号  
平成25年6月12日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持増進を図るために行う子どもに係る医療費の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以降最初の3月31日までの者をいう。

2 この条例において「助成対象子ども」とは、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで、南大隅町の区域内に住所を有する者をいう。ただし、南大隅町重度心身障害者医療費助成条例(平成17年南大隅町条例第75号)、南大隅町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成17年南大隅町条例第74号)の対象者である子ども及び生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子どもは除く。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき一部負担金又はこれに相当する金員をいう。

(助成対象者)

第3条 子どもに係る医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、助成対象子どもを現に監護している者とする。

(助成)

第4条 町長は、助成対象子どもの受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局その他の療養機関に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給する。

2 前項の助成金の額は、子ども1人1月の医療費の一部負担金の額とする。この場合において、当該助成対象者が次に掲げる給付を受けるときは、当該助成対象者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって、当該助成対象者の一部負担金とみなす。

- (1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付
- (2) 医療保険各法の規定により支給される高額療養費
- (3) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付
- (4) 前3号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療に係る給付

3 前項の規定にかかわらず、町長は、助成対象子どもに係る医療費の助成を受ける者が当該助成に係る医療に関し医療機関に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成する。

(受給資格者の登録)

第5条 助成対象者は、規則で定めるところにより、町長の助成金受給資格者登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。

2 登録を受けた助成対象者(以下「受給資格者」という。)は、登録事項に変更を生じ

たときは、速やかに、町長に届け出なければならない。この場合において、受給資格者が自ら届け出ることができないときは、その事情を明らかにして、他の者が届け出ることができるものとする。

(受給資格者証の交付)

第6条 町長は、登録を行ったときは、受給資格者に対して子ども医療費助成金受給資格者証(以下「資格者証」という。)を交付する。

(受給資格者証の提示)

第6条の2 助成対象子どもが保険給付を受けようとするときは、その都度医療保険各法に規定する被保険者等であることを証する書面(以下「被保険者証」という。)とともに資格者証を提示しなければならない。

(助成金の支給申請)

第7条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

2 受給資格者が前条の規定により県内の保険医療機関等で被保険者証と資格者証を提示して保険給付を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会から町長に当該保険給付に係る費用額その他助成金の算定に必要な事項が通知されたことをもって、前項の規定による助成金の申請があったものとみなす。

3 第1項の申請は、助成対象子どもが保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して6月を超えるときは、行うことができない。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、この限りでない。

(助成金の支給)

第8条 町長は、前条第1項の申請があったとき又は前条第2項の規定による申請があったものとみなされるときは、その内容を審査して、助成金の額を決定し、当該申請に係る受給資格者に助成金を支給する。

(助成金の返還)

第9条 町長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けたと認められるとき。
- (2) 助成対象子どもの受けた保険給付の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の根占町乳幼児医療費助成条例(昭和48年根占町条例第23号)又は佐多町乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年佐多町条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年12月21日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、平成19年3月1日以降の診療分から適用する。

附 則(平成20年6月16日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月10日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の南大隅町乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行日以後の診療に係る医療費に対する助成について適用し、同日前の診療に係る医療費に対する助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月25日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年12月1日以降の診療分から適用する。

附 則（平成25年6月12日条例第20号）  
この条例は、公布の日から施行し、平成25年8月1日以降の診療分から適用する。

南大隅町子ども医療費助成条例施行規則  
平成17年3月31日規則第47号  
改正

平成19年2月26日規則第5号  
平成25年6月12日規則第11号

（趣旨）

第1条 この規則は、南大隅町子ども医療費助成条例（平成17年南大隅町条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受給資格者の登録等）

第2条 条例第5条第1項の規定による登録は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 子ども 氏名、性別、生年月日、住所及び監護している者との**続柄**
- (2) 子どもを監護している者 氏名及び住所
- (3) 子どもに係る医療保険 保険の種類、被保険者証の記号及び番号、被保険者の氏名、性別、生年月日、子どもとの**続柄**、住所及び資格取得年月日
- (4) 前号の医療保険の保険者 所在地、名称、付加給付の有無及び給付割合
- (5) 助成金の受領を希望する金融機関名等 金融機関名（支店名）、預金種別、口座番号、口座名義人
- (6) その他町長が必要と認める事項

（登録申請）

第3条 登録を受けようとする助成対象者は、子ども医療費助成金受給資格者登録申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

（受給者資格証の交付等）

第4条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、第2条の登録事項は、電子計算機処理し、これを適正に管理し利用するとともに子ども医療費助成金受給資格者証（様式第2号。以下「資格者証」という。）を作成し、当該申請をした助成対象者に交付する。

2 受給資格者は、資格者証を破損、汚損又は亡失したときは、子ども医療費助成金受給資格者証再交付申請書（様式第3号）を町長に提出し、資格者証の再交付を受けるものとする。

（登録事項変更の届出）

第5条 条例第5条第2項に規定する登録事項の変更の届出は、子ども医療費助成金受給資格者登録事項変更届（様式第4号）に資格者証を添えて行うものとする。

（助成金の支給申請）

第6条 条例第7条第1項に規定する助成金の支給申請は、病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下「療養機関等」という。）の証明（療養機関等が領収証を発行するときは、当該領収書）を付した子ども医療費助成金支給申請書（様式第5号）に資格者証を添えて行うものとする。

（助成金の決定）

第7条 町長は、条例第7条第2項の規定による申請があったものとみなされるとき又は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否及び助成金の額を決定し、子ども医療費助成金支給（不支給）決定通知書（様式第6号又は第7号）により、当該申請をした受給資格者に通知する。

（受給資格者証の返還）

第8条 受給資格者は、その監護する子どもが助成の対象外となったときは、速やかに、資格者証を返還しなければならない。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の根占町乳幼児医療費助成条例施行規則（昭和48年根占町規則第6号）又は佐多町乳幼児医療費助成条例施行規則（昭和48年佐多町

規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成19年2月26日規則第5号)

- この規則は、公布の日から施行し、平成19年3月1日以降の診療分から適用する。
- この規則の施行の際、現に改正前の南大隅町乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成25年6月12日規則第11号)

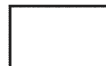
この規則は、公布の日から施行し、平成25年8月1日以降の診療分から適用する。

様式第1号(第3条関係)

子ども医療費助成金受給資格者登録申請書					
南大隅町長 殿			年 月 日		
申請者住所 氏名			印		
南大隅町子ども医療費助成金受給資格者登録を受けたく、次のとおり相違ないので登録されるよう申請します。 なお、南大隅町子ども医療費助成金受給資格登録や助成金決定に当たり、私及び私の世帯員の個人町・県民税の税務資料等を閲覧することに同意します。 また、子ども医療費助成金の支給を受けるために必要な下記子どもの受診に関する情報を医療機関等が鹿児島県国民健康保険団体連合会に送付することに同意します。					
子 ど も	氏名	生年月日	住 所	性 別	監 護 者 との続柄
	1	・ ・		男・女	
	2	・ ・		男・女	
	3	・ ・		男・女	
	4	・ ・		男・女	
監 護 者	氏名	住所	電話	局 番	
	保 険 の 種 類 政 ・ 組 ・ 日 ・ 船 ・ 共 ・ 国 ・ 協				
子 ど も に 係 る 医 療 保 険	被 保 険 者 証 記 号	番 号			
	氏 名	性 別	男 ・ 女		
	生 年 月 日	子 ども との続柄			
	住 所				
保 険 者	資 格 取 得 年 月 日				
	所 在 地				
附 加 給 付 有 無	有 ・ 無	給 付 割 合			
	支 払 希 望				
金 融 機 関 名 称	銀行・信金 信組・農協	預金種別 口座番号			
	支店 支所	口座名義人 (フリガナ)			

(注) 記名押印に代えて署名することができます。

資格者証受領印



様式第2号(第4条関係)

(表)

子ども医療費助成金受給資格者証			
市 町 村 番 号	事 業 番 号	1	
受 給 者 番 号			
受 給 者	氏 名		
	住 所		
子 ども	(フリガナ) 氏 名	受 給 資 格 者 と の 続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日	男 ・ 女
医 療 保 険	住 所		
	被 保 険 者 氏 名		
受 給 期 間	保 険 証 記 号 ・ 番 号		
	保 険 者 名		
附 加 給 付 の 有 無	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
年 月 日 発行			
南大隅町長 印			

様式第3号(第4条関係)

(裏)

注 意 事 項	
1 この証は、鹿児島県内の保険医療機関等において受診したときに、南大隅町で助成金の申請手続をしなくても子ども医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保管してください。	
2 保険医療機関等で受診するときは、被保険者証又は組合員証に添えてこの証を窓口にも必ず提示し、保険の自己負担分を支払ってください。	
3 鹿児島県外の保険医療機関等で受診したときや、この証を提示しないで受診した場合は、保険の自己負担分を窓口で支払い、保険医療機関の受診証明又は、領収書等を添えて南大隅町に助成金の支給申請をしてください。	
4 この証の提示又は申請書の提出期限は、診療月を含めて7月以内です。7月を超えたものは申請できません。	
5 保険の自己負担分が高額療養費等の支給対象となるときは、手続が必要となる場合があります。	
6 次に書いてあることが生じたときは、必ず南大隅町まで届けて、係員の説明を受けてください。 (1) あなた又は子どもの住所、氏名、医療保険、支払希望金額等に変更があったとき。 (2) 子どもが生活保護法の適用を受けるようになったとき。 (3) 子どもが南大隅町から転出するとき、又は死亡したとき。 (4) この証が破れたり、汚れたり、なくなったとき。	
詳しくは、南大隅町にお尋ねください。 電話 0994-24-3111	

子ども医療費助成金受給資格者証再交付申請書

年 月 日

南大隅町長 様

申請者 住所  
氏名 ㊟

申請理由  〔該当する項目の 番号を○で囲ん でください。〕	1 破れた。 2 汚れた。 3 なくなった。
受給資格者証番号	
子 氏 名	
も 生 年 月 日	

(注)

- 1 受給資格者証がなくなったとき以外は、受給資格者証を添えてください。
- 2 記名押印に代えて署名することができます。

様式第4号（第5条関係）

㊟ 子ども医療費助成金受給資格者登録事項変更届

年 月 日

届出者 住所  
氏名 印

南大隅町長 様

受給資格者証番号					
受給資格者	氏名	男・女			
	住所				
子 ど も	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所	性別	受給資格者 との続柄
	1	・ ・ ・		男・女	
	2	・ ・ ・		男・女	
	3	・ ・ ・		男・女	
	4	・ ・ ・		男・女	
5	・ ・ ・		男・女		
変 更 内 容					
変更事項	変更年月日	変 更 後	変 更 前		

届出者が受給資格者と異なっているときは、その事情

(注)

- 1 受給資格者が変わるときには、新受給資格者が子どもを監護する者となったことが確認できる資料を添えてください。
- 2 記名押印に代えて署名することができます。

様式第5号（第6条関係）

子ども医療費助成金支給申請書				年 月 日
南大隅町長 様		申請者 氏名		④
		住所		
		(電話 局 )		
受給資格者証番号				
子ども	氏名			被保険者名
	生年月日	年 月 日		
	申請者との続柄			記号・番号
受給資格者氏名				

医療機関等証明					
診療月	年 月 分	患者氏名			
療養の給付	入院	点	療養の給付に	入院	円
総点数	外来	点	係る一部負担金	外来	円
うち他法制度負担分		点	証明手数料の徴収	有 ( 円 ) ・無	
年 月 日					
医療機関等の所在地 名称 開設者氏名					
④					

(注) 医療機関等の証明は、医療機関等で記入してもらってください。

※市町村記入欄

支給決定同						
決 裁 欄						
区分	一部負担金 A	付加給付の 額 B	他法制度に よる負担額 C	自己負担金 (A - B - D) C	証明手数料 E	支給決定額 D + E
入院	円	円	円	円	円	円
外来	円	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円	円

◎振込金融機関の名称は新規登録及び変更のときに記入ください。

振込金融機関の名称及び本支店名 ( 本店・支店 )

フリガナ

口座番号及び口座名義 ( 口座番号 口座名義 )

様式第6号 (第7条関係)

年 月 日

様

南大隅町長 印

年 月支給の子ども医療費助成金支給決定通知書

さきに申請のあった子ども医療費助成について、規則の定めるところにより申請額から控除 (高額療養費、付加給付額) を差し引いて決定し、下記のとおり給付することになったので通知します。なお、この通知書の再発行はいたしません。

記

診療年月	医療機関名	一部負担金の額	控除額	手数料	決定額
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
合 計					

口座払い 支払期日  
金融機関名  
口座番号  
口座名義人

(お問い合わせ先) 南大隅町役場  
TEL

様式第7号 (第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

南大隅町長 印

子ども医療費助成金不支給決定通知書

年 月 日に申請のありました子ども医療費助成金については、下記の理由により支給できませんので通知します。

記

(理由)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、南大隅町長に対して異議申立てをすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、南大隅町を被告として（訴訟において南大隅町を代表する者は町長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。